



2016年9月1日

一般社団法人衛星放送協会
スカパーJSAT株式会社

平成28年台風第10号により被害を受けられた方々への 8月の視聴料等の免除について

平成28年台風第10号により被災されました皆さまには謹んでお見舞い申し上げます。

CS衛星放送事業に関わる80社が組織する一般社団法人衛星放送協会（事務局：東京都港区、会長：和崎 信哉）とスカパーJSAT株式会社（本社：東京都港区、代表取締役 執行役員社長：高田 真治）は、平成28年台風第10号による被害により、8月30日に災害救助法が適用された下記地域において、「スカパー！」をご契約されているお客様を対象に、お申し出により被災状況によって視聴が困難と認められた場合、8月の視聴料等を免除することを決定しましたのでお知らせします。

記

1. 免除対象地域

【北海道】

帯広市（おびひろし）
空知郡南富良野町（そらちぐんみなみふらのちょう）
河東郡音更町（かとうぐんおとふけちょう）
河東郡士幌町（かとうぐんしほろちょう）
河東郡上士幌町（かとうぐんかみしほろちょう）
河東郡鹿追町（かとうぐんしかおいちょう）
上川郡新得町（かみかわぐんしんとくちょう）
上川郡清水町（かみかわぐんしみずちょう）
河西郡芽室町（かさいぐんめむろちょう）
河西郡中札内村（かさいぐんなかさつないむら）
河西郡更別村（かさいぐんさらべつむら）
広尾郡大樹町（ひろおぐんたいきちょう）
広尾郡広尾町（ひろおぐんひろおちょう）
中川郡幕別町（なかがわぐんまくべつちょう）
中川郡池田町（なかがわぐんいけだちょう）
中川郡豊頃町（なかがわぐんとよころちょう）
中川郡本別町（なかがわぐんほんべつちょう）
足寄郡足寄町（あしよるぐんあしよるちょう）
足寄郡陸別町（あしよるぐんりくべつちょう）
十勝郡浦幌町（とちかぐんうらほろちょう）

【岩手県】

盛岡市（もりおかし）
宮古市（みやこし）
久慈市（くじし）
遠野市（とおのし）
釜石市（かまいしし）
上閉伊郡大槌町（かみへいぐんおおつちちょう）
下閉伊郡岩泉町（しもへいぐんいわいずみちょう）
下閉伊郡田野畑村（しもへいぐんたのはたむら）
下閉伊郡普代村（しもへいぐんふだいむら）
九戸郡軽米町（くのへぐんかるまいまち）
九戸郡野田村（くのへぐんのだむら）
二戸郡一戸町（にのへぐんいちのへまち）

2. 免除となる料金の内訳

月額基本料、視聴料（スカパー！の月額視聴料、PPV視聴料を含みます。また、金額はお客様の視聴契約内容によって異なります。）、月刊ガイド誌料、スカパー！オンデマンドご利用料金

3. お客様からの問い合わせ先

ご相談専用ダイヤル

TEL：0120-085-550（10:00～20:00、無休）

*報道関係からのお問い合わせ先：

スカパーJSAT 株式会社 広報・IR 部

TEL：03-5571-7600

FAX：03-5571-1760

E-mail:pr@sptvjsat.com

以上